

静岡県告示第63号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年1月30日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 廃止する施設

種類	名称	位置	能力
荷役機械	水平引込式クレーン付アンローダー1号機	静岡市清水区清開	最大荷重18.5 t

2 廃止日

令和6年1月31日